

# ISHIN 代理店基本契約書

株式会社健康長寿医療維新

(2023 年 10 月 25 日)

株式会社健康長寿医療維新（以下、甲という）と、 \_\_\_\_\_  
（以下、乙という）とは、甲が取扱う医療・健康関連素材（以下製品という）の販売に関し、販売代理店基本契約（以下、本契約という）を締結する。

#### 第1条 （目的）

本契約は、甲乙が協力し製品の販売・普及拡大を図る事を目的とする。  
甲乙は、下記以降に定める条項を遵守し、情報を共有し、互いの信頼関係の維持に努める。

#### 第2条 （本契約条件）

- 1、代理店用各種資料として、甲は乙に販促用資料（パンフレット・提案書・製品試験等電子データ）を提供する。パンフレットは100部単位で有償とし、電子データは無償とする。
- 2、製品の仕切り価格は、甲から乙に提供する代理店用卸販売サイトの掲示にて定める。
- 3、販売地域は日本国内とし、乙の独占的販売は認めない。海外に製品を輸出する場合には文書による甲の了解を別途とるものとする。

#### 第3条 （活動及び責務）

##### 1、甲の活動及び責務

甲は乙に対し代理店活動が円滑に行われるよう指導する。またその為に必要な情報を乙に提供する。

##### 2、乙の活動及び責務

乙は代理店として下記の事項を遵守する。

- ① 製品のコンセプトを理解し、顧客に対して正確に伝え、普及推進活動に努める。
- ② 製品に関する技術的知識を習得することに努め、そのために必要な講習会等に参加し一定の習得度判定を受ける。
- ③ 製品仕入れ代金を約定通り支払う。
- ④ 製品及び普及推進活動に関する情報を全て甲に伝える。

#### 第4条 （支払い条件及び製品受発注）

##### 1、支払い条件に関して

乙は製品発注時に発注金額＋消費税を指定のサイトより購入することにより製品代金を支払う。

##### 2、製品受発注に関して

製品受発注は、乙から指定のサイトにて購入し、その内容を甲が承諾したときに成立する。購入方法は指定サイトの取り決めにより銀行振込、クレジットカード等が使用できる。購入内容はメールなどで、指定サイトより乙に対して連絡する。

この発信の時点で受発注契約が成立するものとする。

### 3、 製品の出荷手配に関して

乙が指定サイトを通して発注した製品の納品場所は、注文時に乙が指定する。ただし日本国内に限る。

## 第5条 （販売代理店活動基本）

### 1、 乙は対象となる提案先（以下、提案先という）へ下記内容の活動を行う。

製品案内・提案書作成・見積書提出・受注契約・製品手配など。

### 2、 乙は活動報告及び活動時に得た情報を甲に随時報告する。

### 3、 乙は甲以外の第三者と二次代理店契約を締結することができる。

ただし、二次代理店契約締結について甲の事前承諾を得るものとする。

### 2、 乙はインターネット通販、TVショッピング等、メディアを介しての販売を計画する時は、事前に甲に企画書を提示し承諾を得るものとする。ただし販売価格は甲が指定した価格（別紙「代理店取引条件等覚書」にある定価）を下回る価格では販売できない。

## 第6条 （製品に関する各種知的財産の取り扱い）

製品に関する特許権を含む一切の知的財産権は独占的に製品メーカーに帰属する。

乙が甲または甲が取り扱う製品の名称・商標・製品名・ロゴ・デザイン・導入事例（以下、商標等という）を使用する場合は事前に甲の承諾を得るものとする。

### 2、 乙は製品の販促活動等において甲の「販売代理店」「広報代理店」などの呼称を活用できる。

### 3、 甲が製品販促物の内容変更（カタログ・チラシ等）をした場合は乙に電子データで提供する。

### 4、 甲が乙経由の製品導入先事例データ（以下、事例という）を使用する場合は、乙及び導入先の事前許可を得るものとする。その許可により事例を甲及び甲の代理店、他の広報メンバーも使用する事が出来る。

### 5、 乙がインターネット及び電波メディア等にて商標等を使用する場合は事前に甲に許可を得るものとする。

## 第7条 （製品の検収及び所有権）

### 1、 検収に関して

① 乙は、製品が納入後その外観上の瑕疵及び数量についての検収作業を行うものとし、製品の引渡しは当該検収作業をもって終了したものとする。製品納入後5営

業日以内に乙より甲へ検収結果に関する通知が無い場合、引渡しが完了したものとみなす。

- ② 検収の結果、製品に不具合が認められた場合、乙はその旨を甲に通知するものとする。甲は代替品又は当該不具合を修復した上、乙に再納入する。

## 2、所有権移転に関して

製品の所有権は、甲より乙に納品された製品の検収完了を以って移転する。

## 第8条（秘密保持）

- 1、甲及び乙は、本契約締結の事実及び本契約の内容、甲及び乙の非公開情報ならびに本契約に基づき知り得た秘密情報（以下、秘密情報という）を相手に対する事前の承認を得ることなく、必要最小限の役員又は従業員及び顧問弁護士等の専門家以外の第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ本契約上の義務を履行する目的以外に使用しないものとする。
- 2、相手方の事前の承認を得て、顧客又は協力会社等の第三者に開示する場合は、当該第三者との間に別途秘密保持契約を締結し、秘密保持を遵守させるものとする。
- 3、甲及び乙は、相手方より要請があった場合、又は本契約が満了もしくは解除された場合には、速やかに秘密情報を相手方に返却するか又は破棄するものとする。
- 4、甲乙は契約終了後も秘密保持を維持しなければならない。

## 第9条（有効期限）

本契約の契約期間は、本契約締結日から期間を1年間とする。

但し、期間満了の2ヶ月間前までに甲乙いずれかにより書面をもって通知されない限り、同一条件でさらに1年間自動更新され、以後も同様とする。

## 第10条（契約の解除）

- 1、甲及び乙は、相手方が本契約に定められた条項に関する違反行為を行った場合は、本契約を解除することができる。
- 2、甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに本契約の一部又は全部を解除することができる。
  - ①手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ②支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ① 仮差押、差押仮処分、租税滞納処分を受け又は競売の申立を受けたとき
  - ② 営業の廃止もしくは解散の決議があったとき
  - ③ 財政状態が悪化し、又はその恐れが認められるとき
  - ④ その他甲又は乙の責に帰すべき理由により、本契約の目的を達成することができないと認められる相当の事由があるとき

- ⑤ 本契約又は個別契約を存続しがたい事情があるとき
- ⑥ 反社会的勢力との繋がりが発覚したとき

第11条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとする。本契約に関する係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることを予め合意する。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約各条項に関して疑義が生じた場合には、甲乙は信義誠実の原則にしたがって協議し、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を1通作成し記名捺印の上、乙は原本を保管し、甲はその写しを保管するものとする。

西暦 年 月 日

甲： 本社所在地 東京都町田市小山ヶ丘6-1-217  
会社名 株式会社健康長寿医療維新  
代表者名 代表取締役 小林 平大央



乙： 本社所在地  
会社名  
代表者名

印